

八王子市恩方老人憩の家  
指定管理者平成25年度協定書

平成25年4月

八王子市

## 目 次

第1条（協定期間）	1
第2条（指定管理料）	1
第3条（精算）	1
第4条（施設の維持修繕等）	1
第5条（乙による備品の購入）	1
第6条（疑義等の決定）	2

## 平成 25 年度における恩方老人憩の家の管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、平成 24 年 4 月 1 日に、恩方老人憩の家（以下「憩の家」という。）の管理に関して締結した憩の家の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成 25 年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （協定期間）

第 1 条 本協定の期間は、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

### （指定管理料）

第 2 条 甲は、平成 25 年度の指定管理料として、金 11,239,000 円を支払うものとする。  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一円）

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、別紙支払明細書の定めるところにより所定の手続に従って 30 日以内に対価を支払うものとする。

### （精算）

第 3 条 前条の手続きにより支払を受けた経費に過不足が生じた場合でも、精算は行なわないものとする。ただし、修繕費 金 120,000 円については、剰余金が生じた場合、年度終了後すみやかに精算を行うものとする。

### （施設の維持修繕等）

第 4 条 憩の家の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、甲の財産に限り原則として甲が負担するものとする。ただし、1 件当たりの金額が 6 万円未満の修繕については、甲の承認を受けて、乙が本会館の管理業務に係る経費の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

### （乙による備品の購入）

第 5 条 乙が、甲の支払う対価によって購入できる備品の金額は、1 件あたり 20 万円未満とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行ない、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年4月1日

甲（八王子市）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石 森 孝 志 印

乙（指定管理者）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号 八王子市役所内

名称 社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

代表者 会長 室 岡 喜 代 二 印

## 管理運営業務経費支払明細書

甲は、25年度協定書第2条の経費を次のとおり分割し、乙に支払う。

(単位：円)

支払回（支払月）	金 額	前金払分	概算払分
第1回（4月）	1,973,170	1,853,170	120,000
第2回（6月）	1,853,166	1,853,166	0
第3回（8月）	1,853,166	1,853,166	0
第4回（10月）	1,853,166	1,853,166	0
第5回（12月）	1,853,166	1,853,166	0
第6回（2月）	1,853,166	1,853,166	0
合 計	11,239,000	11,119,000	120,000